

横浜市立勝田小学校いじめ防止基本方針

平成27年3月策定（令和5年3月改定）

1 いじめの防止に向けた学校の考え方

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。いじめのない学校を実現するためには、学校だけでなく、行政機関、保護者、地域などみんながそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進めていく必要がある。さらに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努めることも肝要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめを防止するために、①いじめの未然防止、②早期発見・早期対応、③適切な対処・措置、の3点を重点として取組を進める。

2 組織の設置及び組織的な取組

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に対応するため、法第22条に基づき、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

構成員は、校長、副校長、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、他関係教職員とする。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

この委員会では、年間計画作成、相談窓口機能、組織的対応の体制づくり、方針の決定・実施、犯罪行為扱いの判断、公表や協議の判断、事後指導の体制づくりを行う。また、重大事態発生時調査等の対応の中心となる。年度末には方針の策定や見直し、取組について検証する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の

管理を行う。

(3) 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

「いじめの未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な対処・措置」の重点の実施にむけての中核の役割を担い、年間計画に沿って実効的かつ組織的な対応を行う。

〈未然防止〉

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

○学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者、地域に周知

○年間計画に基づく、いじめの防止等に関する職員の校内研修の実施

〈早期発見・早期対応〉

○いじめ相談の窓口の設置

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有

〈適切な対処・措置〉

○いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合に、情報の迅速な共有、関係児童に対する聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

○いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し

3 いじめの未然防止及び早期発見・解消のための取組

いじめのない学校づくりには予防が大切である。いじめ防止の視点を、人権教育や児童指導・特別支援の中核に置き、教科指導、学級指導を中心とした特別活動など、様々な観点で取り組む。また、指導者の必要な資質・能力を高める。

(1) いじめの未然防止のために

○一日の学校生活を通して、日頃と違うところがないか、児童の様子を観察する。他学年の児童の様子も気かけ、職員間で積極的に情報交換を行う。

○いじめはどの子にも起こりうるという前提を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくりを行う。

○児童自らが「自分たちの学校にいじめは許されない」という意識をもち、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に解決しようとする機会をつくれるよう支援する。人権及び道徳教育の確実な実施や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いのよさを認め合える風土をつくる。

○教員の資質向上のための取組を進める。教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力する。児童を一人の人間として尊重し、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを知っておくことが大切である。常に危機意識をもち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストの作成、情報の共有、全教職員のスキルアップ等、具体的な取組を進めていく。
- 学校は、定期的なアンケート調査の実施や教育相談の充実をはかり、児童がいじめを訴えやすい環境・体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校は、児童の情報モラル向上を目指し、関係諸機関との連携を図るとともに、情報モラル教育の充実に取り組む。インターネット上で行われるいじめについては、情報の収集、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

(3) いじめに対する措置

- 学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行い、組織的に対応方針を決定する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。また、いじめに関する情報は適切に記録を残していく。
- いじめの発見・通報を受けた場合には、委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- 周りの児童に対しては、いじめられている側のつらさを理解させ、いじめを見たら制止する、それができなくても教職員に相談するよう指導する。

(4) いじめの解消

- 学校は、教育観点からいじめを受けた児童・いじめを行った児童の経過を追い、継続的に状況確認を行う。合わせて再発防止を図る。
- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

《いじめの解消の要件：少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要》

- ①いじめに係る行為が止んでいること
少なくとも3か月（目安）が経過するまでは、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 教職員の研修の実施

○いじめ防止には、教職員のスキルアップが必要である。研修については、スタートの4月から定期的なもの、夏季休業中などの時間をかけてじっくり取り組む物などを、計画的に時期や形態を考えて行う。

(6) 学校づくり懇話会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

学校運営協議会や地域との連携組織、さらに中学校ブロックの学家地連を活用し、保護者・地域等と課題を共有して、連携して解決を図る。

(7) 取組の年間計画

毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・各学年児童情報共有 ・ネットパトロール ・SC(スクールカウンセラー)…週1回来校 児童・保護者・教職員の相談、アドバイス ・SSW(スクールソーシャルワーカー)…月1回来校 児童・保護者・教職員の相談、アドバイス <p>※学校長・副校長・児童支援専任・特別支援コーディネーターも随時、教育相談・面談等対応</p>
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止研修(全職員の意思統一) ・横浜プログラム研修 ・懇話会 ・二者/三者面談
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域訪問 ・いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式アンケート・教育面談) ①
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント調査・分析① ・学校家庭地域連携事業総会① ・サイバー対策教室 ・学校運営協議会①
7月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区懇話会 ・自殺予防研修 ・人権研修 ・学校運営協議会② ・いじめ防止研修(未然防止、早期解決に向けて) ・横浜子ども会議 ・SOSサインの出し方教育プログラム
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活(いじめ)アンケート実施・対応① ・二者面談
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント調査・分析②
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート実施・分析・対応 ・学校運営協議会③
12月	<p>【いじめ防止キャンペーン月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ早期発見のための生活アンケート(無記名式アンケート・教育面談) ② ・人権週間
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止研修(いじめに対する措置・解消に向けて) ・二者/三者面談(希望制)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント調査・分析③ ・懇話会 ★「いじめ防止基本方針」見直し
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活(いじめ)アンケート実施・対応② ★次年度の年間計画作成 ・学校家庭地域連携事業総会② ・学校運営協議会④
その他	<p>正しく理解するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外生活者 ・放射線等 ・外国につながる人々 ・プライベートゾーン ・LGBTQ

4 重大事態への対処について

重大事態の判断については、国と市のいじめ防止のための基本方針に基づいておこない、対応についても同様である。

(1) 重大事態の定義

「いじめの重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」のことをいう。

(2) 発生の報告

重大事態と思われる案件（疑いを含む）が発生した場合は、直ちに「横浜市教育委員会」へ報告する。

(3) 調査結果の報告

○教育委員会への報告

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。そして、調査結果を横浜市教育委員会に報告する。

○児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。また、日々変化し続ける児童の実態や保護者・地域の思いを俊敏に捉え、常に実情に即した見直しを行う。